

平成 29 年 10 月 6 日

各部課等の長 殿

総務部長

平成 30 年度予算編成方針について

1. 経済情勢等

内閣府が 9 月 8 日に発表した 2017 年 4～6 月期の実質国内総生産 (GDP) の改定値は、前年比 0.6% 増、年率換算で 2.5% 増と 6 四半期連続でプラス成長となった。しかし、8 月公表の速報値、前年比 1.0% 増、年率 4.0% 増からは、設備投資の伸びが大幅に縮小し、下方修正となった。項目別にみると設備投資のほか個人消費、住宅投資が下方修正された一方で、公共投資は前年度の補正予算の執行が本格化し、上方修正された。前年同期では伸びが続いており、内閣府は、個人消費がけん引する内需主導の成長の姿に変わりはないとしている。

2. 国政の動向等

国においては、7 月 20 日に「2018 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」いわゆる「概算要求基準」が閣議了解され、平成 30 年度予算は、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこと、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化することを示した。

年金・医療については、高齢化に伴う増加額 6,300 億円を加算した範囲内で、義務的経費については、前年度当初予算の範囲内で要求、その他の経費については、前年度予算額の 100 分の 90 の範囲内で要求するよう求めている。

また、予算の重点化を進めるため、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策をはじめ、「骨太の方針 2017」及び「未来投資戦略 2017」などの諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、要望基礎額に 100 分の 30 を乗じた額の範囲内で要望できる仕組みとし、地方交付税交付金等については、「経済財政再生計画」との整合性に留意することとしている。

しかし、要求の総額に上限を設定しない概算要求のため、9 月 6 日に公表された各省庁からの概算要求の一般会計総額は 100 兆 9,586 億円となり、4 年連続 100 兆円超となった。社会保障費など主要経費は軒並み増額要求、幼児教育無償化も金額を明示しない「事項要求」となり、安定的な財源の確保が課題となっており、財政健全化への道のりも遠のく難しい局面となっている。

3.本市の財政状況等

平成 28 年度の決算は、形式収支・実質収支ともにすべての会計で黒字となった。しかし、歳入では、市税が 2 年ぶりに 100 億円台を回復したものの、普通交付税や地方消費税交付金といった一般財源が約 5 億円の減収となり、歳出では、普通建設事業費や子ども子育て支援事業費などの扶助費が増加し、実質収支が前年度より約 4 億円減少し、ここ数年の右肩上がりの決算とは一線を画した。

「龍ヶ崎市財政運営に関する基本指針等に関する条例」で示す各指標も、経常収支比率が昨年より 3.7 ポイント悪化し、93.8%、積立金残高比率が 1.8 ポイント改善し 44.3%、実質債務残高比率が 3.3 ポイント改善し 205.7%となった。しかしいずれも県内市平均には届いておらず、財政健全化の取組を継続していく必要がある。

平成 29 年度の財政見通しであるが、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税総額はおおむね前年並み、景気の回復もいまだ実感に乏しく、市税収入の大きな伸びも期待できない。

歳出面では、公債費や都市再生機構立替償還金などが依然として高水準で推移する中、セキュリティ対策の強化による電算関係費などの物件費の増、社会保障関係費の伸びも見込まれる。

また、公共施設の更新については、保全計画を作成し中期事業計画に計画的に計上する予定であるが、緊急性のある改修工事は今年度前倒しで行うことを検討しており、投資的経費の増加も予想される。

さらに、28 年度決算による繰越金が前述のとおり前年度より 4 億円減少しており、今回の補正予算において、財政調整基金の取崩しを全額回避する予定だったが、半分の 2 億 8,600 万円に留まった。

4.平成 30 年度の予算編成の進め方

このような状況の中、平成 30 年度の予算編成は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」及び同施行規則に十分留意するとともに、平成 29 年 10 月 4 日付け「平成 30 年度予算編成における基本的な考え方」及び前述の財政状況等を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

(1)平成 30 年度は、第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン(以下、戦略プラン)の 2 年目であり、プランに掲げた目標と戦略に沿った施策を展開するための取組を実行するための予算要求とすること。

(2)義務的経費・経常的経費については、基本的な住民サービスの水準は維持できるよう、費用対効果を把握し、事業内容や事業主体等の適否を検証し、適正な予算要求とすること。「自然増」「当然増」を過大に見込まず、今年度を上回る場合には、合理的な説明ができるようにすること。

(3) 政策的経費・投資的経費については、「中期事業計画」(「戦略プラン掲載事業」「インフラ整備等」「施設更新」「情報システム」分)における一次査定を経たもの(以下、概算要望等承認事業)に財源を優先配分するものとし、その他の事業については、ゼロベースとする。

概算要望等承認事業であっても、事業の目的・効果、財源措置などを改めて検証し、真に必要な事業を厳選するものとする。

(4) 新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保されるものとし、単独事業にあつては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限る。

以上を踏まえ、真に必要な事業に効果的に予算配分を行い、将来の財政需要に対応した「財政力の強化」を推進するものとする。

5.平成 30 年度の予算編成の留意事項

(1) 条例による財政運営影響額の試算等の義務付け(条例第 19 条)

龍ヶ崎市では平成 24 年 9 月に「財政運営の基本指針等に関する条例」を制定し、財政の健全化に取り組んでおり、総事業費が公共施設(庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館などの建築物)で 1 億円以上、社会基盤施設(道路、河川、橋りょう、下水道、公園など)で 2 億円以上の新設、更新、大規模改造等をしようとする場合は、財政運営影響額の試算結果(向こう 30 年間)及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けている。

(2) 公共施設の管理の最適化(条例第 9 条)

公共施設によって提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の用途及び利用環境の改善、運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けており、公共施設再編成の基本方針に留意し、長期的見通しのもと、施設の適正管理に必要な予算を要求すること。

また、利用実態を踏まえた利用環境の改善、管理運営の効率化、管理業務に留まらない新たな活用策、高度利用による施設の資産価値を高める事業展開を検討すること。

(3) 負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収(収納)率の向上は、財源確保と負担の公平性の両面から重要であることは言うまでもない。また、公共サービスの財源は、市税などにより広く負担されることが大原則であり、担税力のある者が納税せず、公共サービスを享受することは、公平性を著しく損なうものであり、目的税である国民健康保険税及び

同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。これらを踏まえ、引き続き適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また、使用料等は、その利用者と非利用者との負担の公平性については、利用者の応分の負担によって初めて非利用者との負担の公平性が確保されるという視点から、受益者負担の適正化についても精査すること。

(4) その他の留意事項

業務のアウトソーシング等にあつては、仕様書・設計書の創意工夫をはじめ、発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また、特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあつては、自主独立を旨とする経営力強化の取組を引き続き促進すること。

さらに、本市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても、本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

国や県の制度改正や動向に十分留意することとし、常に最新の情報を収集すること。

6.おわりに

以上が予算編成の基本方針及び留意事項であるが、実際の事業について市民のニーズを把握し、内容に精通しているのは予算を要求する事業課である。予算要求にあたっては、市民のために事業を効果的に進めるため最善と思われる予算を計上されたい。